

小田原市国基準訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護相当）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位		1,176	1月につき
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷	30.4日	39単位	39 1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	÷	30.4日	77単位	77 1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	÷	30.4日	123単位	123 1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 身体介護を行う場合（生活援助含む）			287単位	287
A 2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助のみ行う場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179
A 2	2621	訪問型独自サービス23				(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合			163単位	163
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11						
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			12単位減算	-12 1月につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		日割の場合	÷	30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合			23単位減算	-23 1月につき
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷	30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37 1月につき
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	÷	30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 身体介護を行う場合（生活援助含む）			3単位減算	-3
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助のみ行う場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合			2単位減算	-2
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11						
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			12単位減算	-12 1月につき
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		日割の場合	÷	30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2) 1週に2回程度の場合			23単位減算	-23 1月につき
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	÷	30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37 1月につき
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	÷	30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A 2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 身体介護を行う場合（生活援助含む）			3単位減算	-3
A 2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2) 生活援助のみ行う場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A 2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A 2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3) 身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合			2単位減算	-2
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1						
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算	
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算	
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15%加算	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15%加算	1日につき
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15%加算	1回につき
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算	1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10%加算	1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10%加算	1回につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5%加算	1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割					所定単位数の 5%加算	1日につき
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数					所定単位数の 5%加算	1回につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）			100単位加算	100
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）			200単位加算	200
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50単位加算	50 1回につき
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の 245/1000 加算	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の 224/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の 182/1000 加算	
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）			所定単位数の 145/1000 加算	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。